

岐阜県公報

第二千八百十五号
平成二十一年九月二十九日
(火曜日)

告
示

岐阜県告示第五百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

目次

告
示

- 第五種共同漁業權遊漁規則の一部変更
○道路の区域変更
○道路の供用開始
- 公 示
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
○基本測量の実施

- (水産課) 六二五^{ペイジ}
(道路維持課) 六二六
(同) 六二七
(商業流通課) 六二八
(用地課) 六二九

漁業権者の 名称及び住	所
海津市漁業協同組合 海津市二〇番地五	内共第二号 内共第三号
免許番号	変更の内容客
釣り専用区の新設	区域
大江山の海津市内記と下流 町札野に架かる内記橋の下流 端から下流、同町内記と同町札 野との間に架かる築留橋の上流端ま での区域	期間
五月一日から十月三十一日まで	平成三・一・一
遊漁規則 施行の日	中江川の海津市海津町にある東小島ノ池

岐阜県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	安食野線	岐阜市大字椿洞字槽子田 平一三六番一地先から 同市栗野西八丁目五〇 二番地先まで	後	前	九・〇 一〇・〇	一〇一・〇	
			後	前	二・五 二五・〇	一〇一・〇	

岐阜県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長が道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般国道
第四百十七号

揖斐郡揖斐川町塚字塚奥 山五三五番九地先から 同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで	同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで	同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで	同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで	同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで	同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで	同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで	同郡同町同字同 五三八番七〇地先まで
前	前	前	前	前	前	前	前
〇・三 一・四	〇・三 一・四	〇・三 一・四	〇・三 一・四	〇・三 一・四	〇・三 一・四	〇・三 一・四	〇・三 一・四
四四五・〇	四四五・〇	四四五・〇	四四五・〇	四四五・〇	四四五・〇	四四五・〇	四四五・〇
をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C	をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C	をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C	をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C	をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C	をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C	をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C	をのる表図は及A、 い区敷示は関B う分地すに係C

岐阜県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	上矢作瀬線	恵那市上矢作町字木地山八五番一地先(愛知県境)から	同市同町字同六〇番一六九地先まで	後	前
				六・六 二九・六	四・一 六・六
				六四・〇	

岐阜県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	小下坂呂線	同市同町字同三三六二番一地先まで	同市同町字同三三六二番一地先から下呂市萩原町四美字坂ノ下洞三三六〇番一地先まで	後	前	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
				九・五 三・九	八・八 三・九		ル(メートル)	ル(メートル)	
				六二・八	六二・八				

岐阜県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	乗政下呂停車場線	下呂市乗政字水留二七七七番八地先から同市同字川上坂二七九二番三地先まで	同市同字川上坂二七九二番三地先まで	後	前	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
				二五・一 三・九・元	二五・一 三・九・元		ル(メートル)	ル(メートル)	
				平成 三・九・元	平成 三・九・元				
				平成 三・二・七	平成 三・二・七				

岐阜県告示第五百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	百五十六号	大野郡白川村大字牧字出戸一五六番一地先地内	同市同字川上坂二七九二番三地先まで	後	前	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
				二五・一 三・九・元	二五・一 三・九・元		ル(メートル)	ル(メートル)	
				八四・〇	八四・〇				

岐阜県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

県道				道路の種類	
乗鞍公園線				路線名	
高山市丹生川町久手字細越谷五〇六番三地先地内		高山市丹生川町久手字細越谷五〇六番三地先地内		区間	
後	前	後	前	区域変更前後別	
四・一六 四三・五	三六・〇 三七・〇	四五・〇 七五・〇	三四・〇 五一・〇	敷地の幅員（メートル）ル	
九・〇	九・〇	一七・四	一七・四	延長（メートル）ル	
				備考	

三 作業期間

平成二十一年十月二日から
同 二十二年三月二十六日まで

四 作業地域

岐阜市、関市、中津川市及び美濃加茂市

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（地理識別子整備業務）

三 作業期間

平成二十一年九月二十八日から
同 二十二年三月二十六日まで

四 作業地域

岐阜市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市及び飛騨市

平成二十一年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三一
岐阜文芸社